

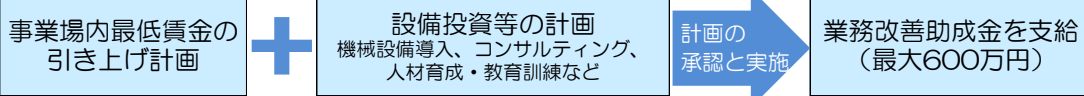


5月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

令和6年度 業務改善助成金について

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を助成する制度です。



※申請期限 令和6年12月27日

★対象事業者

- 中小企業、小規模事業者 ※申請の単位：事業場ごと
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない

★対象となる設備投資：対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象

機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

★助成上限額（90円コースの場合）

※30円、45円、60円コースもあり

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※特例事業者（要件あり）が10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象

★助成率：申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金により決定

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5 (9/10)	3/4 (4/5)

※（ ）内は生産性要件に満たした場合

助成金額は、設備投資にかかった費用に助成率をかけた金額と助成上限額を比較し、いずれか安い方の金額

助成金額(例)

事業場規模30人未満の事業者が賃金を90円引上げ、500万円の設備投資をした場合

○事業場内最低賃金が1,030円→助成率3/4

○8人の労働者を1,120円まで引上げ(90円コース)→助成上限額450万円

450万円

(=助成額の上限)

(90円コースの助成上限額)

375万円

(=500万円×3/4)

(設備投資費用×助成率)

→

安い方の375万円が助成

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンについて



5月～9月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の期間です。暑さへの対策をしましょう！

- ・冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保
- ・透湿性と通気性の良い服装の着用
- ・作業開始前にフレックリング（作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減）
- ・休憩を適度にとり、水分・塩分を定期的に摂取する

など

★5月の営業土曜日は以下のとおりです。

	4日(土) 休
	11日(土) 営業(税務・労務)
	18日(土) 営業(税務)
	25日(土) 営業(税務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL：048-571-2231 FAX：048-570-1929

URL：<http://www.terazei.com/>



GW休業日 令和6年5月3日(金)～5月5日(月)